

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年4月24日

長野県観光部観光誘客課長

1 業務の概要

(1) 業務名 観光地域パッケージ型インターンシップ促進事業実施業務

(2) 業務の目的

観光業の魅力を活かしたインターンシップを実施することで、観光業に就業する人材を確保するとともに、つながり人口の増加や信州ファンの獲得を図る。

(3) 業務内容

- ① 就職や転職を検討している者の参加を促すための広報支援
- ② 円滑かつ効果的な事業実施に向けた受入地域へのサポート
- ③ 事務局の運営
- ④ 受入地域へのアンケート 等

(4) 仕様等

別紙仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 広報支援の実施内容
- ② 円滑かつ効果的な事業実施に向けた受入地域へのサポート内容
- ③ 事務局の運営体制
- ④ 業務に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 県内一円

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和6年3月29日（金）

(8) 費用の上限額 4,600,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建

政技第 337 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に類似業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 説明会

- (1) 対象者 公募型プロポーザルに参加する全ての事業者
- (2) 開催日時 令和 5 年 5 月 8 日（月）午前 9 時 40 分から午前 10 時 40 分まで
- (3) 開催場所 長野県庁西庁舎 109 号会議室
- (4) その他の留意事項
説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加申請ができません。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 類似業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 類似業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県 観光部 観光誘客課 おもてなし推進担当 電話 026-235-7253（直通） ファックス 026-235-7257 メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時まで
 - ② 提出先 4（4）に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4（4）の担当者に確認してください。

（6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（7）非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（6）①）の3日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 4（4）に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- （1）受付場所 4（4）に同じ。
- （2）受付期間 令和5年5月15日（月）午後5時まで
- （3）受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- （4）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- （5）回答方法 観光誘客課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、5月18日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- （1）企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- （2）企画書の作成様式
様式第8号の附表1による。
- （3）概算見積書の作成様式
様式第8号の附表2による。
- （4）会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）
他の企業と共同で事業を実施する場合はその企業のものについてもご提出ください。
- （5）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 4（4）に同じ。
 - ② 受付期間 5（2）に同じ。

- ③ 受付時間 5（3）に同じ。
- ④ 受付方法 5（4）に同じ。
- ⑤ 回答方法 5（5）に同じ。

(6) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年5月25日（木）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）
- ② 提出先 4（4）に同じ。
- ③ 提出部数 8部（原本1部、コピー7部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で4（4）の担当者に確認してください。

(7) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

企画提案力	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	10点
	本事業に係る情報発信の内容や手段が具体的かつ明確になっており、高い訴求力が期待できるか。	30点
	受入地域がインターンシップを実施するにあたり、事業効果を高めるためのサポートが期待できるか。	30点
運 営 力	実施計画やスケジュール、受入地域の進捗状況の管理体制が具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であるか。	20点
経 済 性	事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	10点
合 計		100点

(8) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
ア 日時 令和5年5月29日（月）午後3時30分から午後5時まで
イ 場所 長野県議会棟501号会議室

(9) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

(10) 非選定理由に関する事項

- ① (9) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により観光誘客課長に対して非選定該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 4(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(11) その他の留意事項

- ① 企画提案書は、複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(任意様式)により観光誘客課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 (住所不要)

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 観光部 観光誘客課 おもてなし推進担当

電話 026-235-7253 (直通)

ファックス 026-235-7257

メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。